

## (5) 運賃制度

実施 令和6年4月1日

券種別			運賃					
普通乗車券	大人		対キロ区間制 1区(3kmまで) 210円, 2区(3kmを超え6kmまで) 250円, 3区(6kmを超え9kmまで) 310円, 4区(9kmを超え12kmまで) 340円, 5区(12kmを超え) 370円 ただし、仙台駅を中心とした南北・東西3駅までの区間内は210円(地下鉄均一運賃制度)					
	小児		大人普通旅客運賃の半額					
定期乗車券	通勤	大人	区間	1区	2区	3区	4区	5区
			1か月	8,220円	9,870円	11,510円	12,750円	13,980円
		3か月	23,440円	28,130円	32,820円	36,330円	39,860円	
		6か月	44,410円	53,300円	62,180円	68,840円	75,500円	
		小児	1か月	4,110円	4,930円	5,760円	6,380円	6,990円
			3か月	11,720円	14,070円	16,420円	18,170円	19,930円
	6か月		22,210円	26,650円	31,090円	34,430円	37,760円	
	通	大人	区間	1区	2区	3区	4区	5区
			1か月	6,330円	7,590円	8,860円	9,810円	10,750円
			3か月	18,030円	21,640円	25,240円	27,950円	30,650円
		小児	1か月	3,160円	3,800円	4,430円	4,900円	5,380円
			3か月	9,010円	10,820円	12,620円	13,980円	15,330円
6か月			17,080円	20,500円	23,910円	26,480円	29,040円	
仙台地下鉄	南北線+東西線	大人	1か月	8,390円				
			3か月	25,170円				
			6か月	50,340円				
		小児	1か月	4,200円				
			3か月	12,600円				
			6か月	25,200円				
	南北線又は東西線	大人	1か月	6,990円				
			3か月	20,970円				
			6か月	41,940円				
		小児	1か月	3,500円				
			3か月	10,500円				
			6か月	21,000円				
バス+地下鉄	市バス+南北線+東西線	大人	1か月	6,360円	(バスに係る部分の運賃を加えた販売額	12,330円)		
			3か月	19,080円	(	36,990円)		
			6か月	38,160円	(	73,980円)		
		小児	1か月	3,180円	(	6,170円)		
			3か月	9,540円	(	18,510円)		
			6か月	19,080円	(	37,020円)		
	市バス+南北線+東西線	大人	1か月	5,170円	(	11,140円)		
			3か月	15,510円	(	33,420円)		
			6か月	31,020円	(	66,840円)		
		小児	1か月	2,590円	(	5,580円)		
			3か月	7,770円	(	16,740円)		
			6か月	15,540円	(	33,480円)		
団体乗車券		普通団体	25人以上の団体で乗車する場合、乗車区間の1人当たり大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃を1割引きした額(端数は10円単位に切り上げる)にそれぞれの人員を乗じた額					
		学生団体	25人以上の団体で乗車する場合、乗車区間の1人当たり大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃を2割引きした額(端数は10円単位に切り上げる)にそれぞれの人員を乗じた額					
一日乗車券	普通		大人	840円				
			小児	420円				
	土曜・日曜・休日		大人	620円				
			小児	310円				
共通(るーぷる仙台+南北線+東西線)		大人	360円		(バスに係る部分の運賃を加えた販売額	920円)		
		小児	180円		(	460円)		
特殊割引乗車券	バス・地下鉄連絡定期	通勤	区間	1区	2区	3区	4区	5区
			1か月	6,990円	8,390円	9,800円	10,840円	11,890円
			3か月	19,930円	23,920円	27,920円	30,890円	33,900円
		小児	1か月	3,500円	4,200円	4,900円	5,420円	5,950円
			3か月	9,960円	11,970円	13,960円	15,450円	16,950円
			6か月	18,880円	22,670円	26,450円	29,270円	32,120円
	通学	大人	区間	1区	2区	3区	4区	5区
			1か月	5,380円	6,450円	7,530円	8,340円	9,140円
			3か月	15,330円	18,400円	21,460円	23,780円	26,050円
		小児	1か月	2,690円	3,230円	3,760円	4,180円	4,580円
			3か月	7,670円	9,200円	10,730円	11,890円	13,030円
			6か月	14,520円	17,430円	20,330円	22,520円	24,680円

券種別		運賃									
I C カード乗車券 icsca (イクスカ)		チャージ(入金)して片道普通乗車券として使用 (記名式icscaには定期乗車券機能の付加が可能) 発売額 1,000円, 2,000円, 3,000円, 5,000円, 10,000円 (500円のデポジットを含む) ※SF残額(*)が不足した場合はチャージすることにより繰り返し利用可能 *運賃の支払及び乗車券との引換えに充当することができるicscaに記録された利用可能金額 ポイントサービス 【乗継ポイント】 icscaのSF残額により地下鉄と市営バス又は地下鉄と宮城交通・ ミヤコーバス(高速バスを除く)を60分以内に乗り継ぐごとに、下記のポイントを 付与する 大人普通旅客運賃 30ポイント 小児普通旅客運賃 15ポイント 福祉割引運賃(大人) 15ポイント 福祉割引運賃(小児) 7ポイント 上記ポイントはicscaを利用した月の翌月10日に付与する 付与されたポイントは1ポイント=1円としてチャージすることができる									
		普通 大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃の5割引き									
福 祉 割 引 乗 車 券	身体 障害者 ・ 知的 障害者 ・ 精神 障害者 ・ 福祉 児童 ・ 原子 爆弾 被爆 者 ・ 特別 運賃 割引 証持 有者	定 期 通 車 券	普通	区間	1区	2区	3区	4区	5区		
				1か月	6,330円	7,590円	8,860円	9,810円	10,750円		
				3か月	18,030円	21,640円	25,240円	27,950円	30,650円		
				6か月	34,160円	40,990円	47,830円	52,950円	58,070円		
				1か月	6,330円	7,590円	8,860円	9,810円	10,750円		
				3か月	18,030円	21,640円	25,240円	27,950円	30,650円		
		乗 車 券	学 都 仙 台 フ リ ー バ ス	地下 鉄 の み	南北線 + 東西線	1か月	8,390円				
						3か月	25,170円				
						6か月	50,340円				
						1か月	6,990円				
						3か月	20,970円				
						6か月	41,940円				
				市 バ ス + 地 下 鉄	市バス+ 南北線+ 東西線	1か月	6,360円	(バスに係る部分の運賃を加えた販売額			10,540円)
						3か月	19,080円	(			31,620円)
						6か月	38,160円	(			63,240円)
						1か月	5,170円	(			9,350円)
						3か月	15,510円	(			28,050円)
						6か月	31,020円	(			56,100円)
乗 車 券	連 バ ス 路 ・ 地 下 鉄	定期	区間	1区	2区	3区	4区	5区			
			1か月	5,380円	6,450円	7,530円	8,340円	9,140円			
			3か月	15,330円	18,400円	21,460円	23,780円	26,050円			
			6か月	29,040円	34,850円	40,660円	45,040円	49,370円			
			1か月	5,380円	6,450円	7,530円	8,340円	9,140円			
			3か月	15,330円	18,400円	21,460円	23,780円	26,050円			
乗 車 券	定期	通学	1か月	5,380円	6,450円	7,530円	8,340円	9,140円			
			3か月	15,330円	18,400円	21,460円	23,780円	26,050円			
			6か月	29,040円	34,850円	40,660円	45,040円	49,370円			

注1 「学都仙台 フリーバス」に係る市バス+地下鉄の運賃、一日乗車券(共通)の運賃及びバス・地下鉄連絡定期券の運賃は、地下鉄に係る部分の運賃である。

注2 身体障害者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人について適用する。  
 知的障害者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人について適用する。  
 精神障害者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人について適用する。  
 原子爆弾被爆者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、被爆者健康手帳の交付を受けている者及びその介護人について適用する。  
 福祉児童の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、児童福祉法第12条の4、第41条～第44条に規定する施設に入所その他の措置を受けている者及びその付添人で、仙台市交通事業管理者が発行する運賃割引証を提示した者について適用する。  
 特別運賃割引証所持者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、特別運賃割引証の発行に関する事務取扱要綱(平成22年3月29日交通事業管理者決裁)に定める対象者で、仙台市交通事業管理者が発行する運賃割引証を提示した者について適用する。  
 介護人・付添人が割引を受けられるのは、手帳等の交付を受けている者と一緒に乗車する場合に限る。

注3 運賃の計算で10円未満の端数が生じた場合、小児運賃の計算では10円単位に切り上げる。それ以外の計算では10円単位に四捨五入する。